

令和元年（2019年）

第8回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和元年（2019年）12月26日 開催

大阪狭山市教育委員会

第8回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和元年（2019年）12月26日（木）

午前9時30分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山崎 正弘	教育部長
酒匂 雅夫	教育部理事
松本 幸代	こども政策部長
尾島 肇	教育部副理事兼学校教育グループ課長
北野 真也	教育総務グループ課長
神楽所保則	学校給食グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
浜口 亮	保育・教育グループ課長
上尾 悦男	放課後こども支援グループ課長
寺本 芳之	歴史文化グループ課長
隅田 よし子	学校教育グループ参事
湯川 幹子	子育て支援グループ参事
山本 美由紀	子育て支援グループ参事
原田 正道	社会教育・スポーツ振興グループ課長補佐

書記

荒川 郁代	教育総務グループ課長補佐
御田 青波	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

日程第1 報告第20号 第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについて

日程第2 報告第21号 いじめ事象について

閉会

○各グループの報告事項

教育部長（山崎正弘）

皆さん、おはようございます。

それでは、早速ですが、ただいまから令和元年第8回大阪狭山市教育委員会定例会を始めたいと思います。

進行を竹谷教育長、よろしくをお願いします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

定刻を少し過ぎましたが、議事を進めさせていただきます。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

それでは、令和元年第8回教育委員会定例会議を開催いたします。

なお、会議録の署名委員は、会議規則第20条第2項の規定によりまして、山田教育長職務代理者と井上委員を指名いたします。

教育長活動報告につきまして、議事日程のほう、1枚おめくりいただいて、活動報告についてご説明いたします。11月24日、第9回さりんピックに参加をいたしました。これは、教育委員会共催という形になっておりますので、狭山中校区の円卓の事業というところで見させていただきました。

11月28日から12月議会の本会議初日ということで、12月20日の最終日まで議会が行われました。教育委員会関連の一般質問ということで、12月9日、10日、代表質問、個人質問それぞれ、また後ほど説明あると思いますけれども、一般質問に答えました。

12月8日、大阪狭山市人権を考える市民のつどいに、12月人権週間というところで行事に参加をしております。

以上が、主な内容でございます。

また、議事に移ります前に、会議にお諮りしたい案件がございます。

本定例会に提出されている議案のうち、報告

第21号、これにつきましては、会議規則第7条のただし書きに書かれております「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」という規定により、このいじめ事象につきましては、個人情報等を含むため、審議を非公開にしたいと思いますが、これについて可否を決したいと思います。

本件を非公開とすることについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

では、これにつきましては、規定により非公開ということにさせていただきます。

それでは、本日の議案でございますけれども、日程第1、報告第20号、第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当の説明を求めます。

教育総務グループ課長（北野真也）

それでは、報告第20号、第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントについてご説明をさせていただきます。

なお、お手元に事前に配付させていただいております資料1、素案概要、資料2、計画（素案）、資料3、計画（素案）のパブリックコメントについてをご覧いただきながらご説明をさせていただきますと存じます。

第2期教育振興計画の策定に当たっては、本市の附属機関設置条例に基づく教育振興基本計画策定委員会を本年2月に設置し、これまで5回の策定委員会会議を開催し、慎重かつ活発な審議を重ねてまいりました。

このたび本計画の素案がまとまりましたので、本日、教育委員会へご報告をさせていただき、

ご承認の際にはパブリックコメントを実施させていただきたいと考えております。

まず初めに、資料2の計画（素案）の目次をご覧ください。

本計画の構成でございますが、第1章から第5章までの5つの項目と、その他、本計画の策定委員会設置規則や策定委員会での審議経過、用語解説、アンケートの設問様式といった資料編で構成しております。

なお、今ご覧いただいております素案には資料編部分のページは割愛させていただいております。

それでは、第1章から順にご説明をさせていただきます。

第1章では、計画の策定に当たっての趣旨や計画の位置づけ、計画の期間、計画の策定体制についての記載をしております。素案の1ページから7ページにその内容を掲載しております。

続きまして、本計画策定の背景、目的などについてご説明をさせていただきます。

素案の2ページ及び3ページと、あわせて資料1の素案概要の2ページをご覧ください。

本市教育委員会では、平成27年3月に第1期の大阪狭山市教育振興基本計画を策定し、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、教育の振興に取り組んできたところでございますが、社会や時代の変化に伴い、学校教育では、学習指導要領の改訂により、小・中学校には新たな教科として道徳の教科が新設され、小学校での英語教育やプログラミング教育など、新たな学びへの対応が求められております。就学前教育では、幼稚園教育要領の改訂により、将来を見据えた連続した学びを重視した教育が始まりました。

一方で、教員の長時間労働が社会問題となっており、また、技術革新などにより激しく変化

し、複雑化する時代を生きる子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力の育成が求められています。

これらに加え、子どもの貧困問題、人生100年時代を見据えた生涯学習社会の継続的な成長、発展を目標とする国際的な取組みも広がる中、社会の持続的な発展を支える人材を育てることも求められており、これらの新たな課題に対応するため、国の動向なども踏まえ、市民総がかりで大阪狭山市の教育を進めていくことを大阪狭山市民の共通目標として、本計画を策定することといたしました。

続きまして、本計画の位置づけや計画の期間等についてでございます。

素案の6ページ及び7ページをご覧ください。

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興のための基本的な計画であり、市の最上位計画である第四次の大阪狭山市総合計画をはじめ、市の関連計画との整合を図ったものでございます。

また、現在、第五次の大阪狭山市総合計画の策定が進められており、それに先立って本計画を策定することから、第五次総合計画における教育分野の取組みの方向性や考え方は、本計画で定める方針と整合を図り、策定することとしております。

なお、本計画の計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間としております。

本計画の策定体制等につきましては、冒頭でも説明いたしましたが、教育振興基本計画策定委員会を本年2月に設置し、これまで5回の策定委員会会議を開催し、次期計画の策定に向けて取り組んでまいりました。

また、本計画策定に当たっての基礎的資料とするため、市民と教職員を対象としたアンケート調査を実施いたしまして、その結果とこれま

での取組施策の振り返りから、本市の教育を取り巻く現状と課題をまとめ、第2章として素案の8ページから38ページに掲載しております。

次に、第3章の計画の基本理念と基本方針等でございます。

まず、素案概要の3ページをご覧ください。

第1期計画では、「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念に掲げ、めざす子ども像である「自分らしく、いきいきと学び、さやまを愛する子」の具現化に向け、さまざまな関連事業の展開を図ってまいりました。

本計画においては、安定したよりよい環境を推進する上では継続と創造が大切であるとの考えから、これまで築き上げてきた数々の成果を後退させることなくさらなる発展につなげていくためにも、現計画に掲げる基本理念とめざす子ども像を継承することとしております。

素案では、40ページ及び41ページにその内容を掲載しております。

続きまして、基本方針と重点目標でございます。

素案では、42ページから45ページにその内容を掲載しており、46ページ及び47ページには施策の体系の一覧を掲載しております。

本計画の基本方針とその重点目標につきましては、これまでの策定委員会での審議結果から、4つの基本方針と16の重点目標を定めて、施策の展開に取り組んでまいります。

基本方針1は、「これからの社会を生き抜く力を養います」でございます。

基本方針2は、「一人ひとりを大切にする教育を推進します」でございます。

基本方針3は、「持続可能な社会のための教育環境を充実します」でございます。

基本方針4は、「郷土を愛し自ら学び、高めよう学習を推進します」でございます。

素案概要の4ページ及び5ページをご覧ください。

さい。

基本方針1の重点目標としては、「遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実」、「社会の変化に即した新たな学びの展開」、「豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」、「教職員の資質向上」を掲げ、次代を担う子どもたちに知識や情報、技術を活用する能力、自律的に行動する能力など、これからの社会を生き抜くために必要な基礎となる能力を身につけるとともに、家庭を教育の出発点に、就学前からの連続した学び、社会につながる教育の実践を通して、子どもたちがこれからの社会を生き抜くために必要な力を養うことをめざします。

具体的な取組施策としては、質の高い幼児教育・保育の提供、基本的な生活習慣づくり、主体的・対話的で深い学びをめざす授業づくり、プログラミング教育とICTの活用・教育の情報化の推進、道徳教育の充実、人権教育の充実、不登校、問題行動などの未然防止と指導体制の充実、調査研究や授業改善を推進する体制づくり、教職員の長時間勤務の削減に向けた取組みの推進などに取り組みます。

続きまして、基本方針2の重点目標としては、「子ども理解と支援教育の充実・推進」、「個の成長を支える教育の充実」、「安全安心な学校生活の確保」、「多様性理解の促進」を掲げ、子どもたちがいきいきと健やかに安全で安心して学校生活が送れるような教育環境整備に努めるとともに、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあい、多様なあり方を認めあい、全ての人が参加できる社会の実現をめざし、一人ひとりを大切にする教育を推進します。

具体的な取組施策としては、支援教育の充実、学校における指導体制の充実と学習環境の工夫、キャリア教育の推進、個に応じた指導と指導体制の充実、安全管理の充実、防災教育の推進、いじめ防止基本方針にもとづく取組みの推進、

多文化共生教育の推進などに取り組みます。

素案概要の6ページ及び7ページをご覧ください。

続きまして、基本方針3の重点目標でございます。

「時代の変化に対応した学習環境などの整備」、「学校経営改革の推進」、「家庭教育の支援」、「地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現」を掲げ、社会の持続的な発展を支える人材を育てるために、時代の変化に対応した学習環境の整備はもとより、学校・家庭・地域が連携・協働し、学校を核とした地域づくりを積極的に進めることで、本市の未来の担い手である子どもたちの学びや成長を地域全体で支え、持続可能な社会のための教育環境を充実します。

具体的な取組施策としては、学校施設などの整備・改修、学校規模の適正化の検討、働き方改革と持続可能な学校指導体制の整備、専門家のサポートによる指導体制づくり、子育て家庭への支援の充実、地域と連携した豊かな社会性を持つ人材の育成・活用、安全・安心な地域の環境づくりと子どもの居場所づくり、家庭・地域との連携による学校の活性化などに取り組みます。

続きまして、基本方針4の重点目標としては、「生涯スポーツ活動の推進」、「生涯学習や文化芸術活動の推進」、「歴史文化遺産の継承と活用」、「郷土愛の育成」を掲げ、文化活動やスポーツ活動など身近にあるさまざまな学びを通して個人の学習活動、さらには地域コミュニティや地域人材の育成につなげるとともに、まちの歴史や文化、自然環境への理解を深めることで、地域のきずなを強くし、アイデンティティを醸成します。

また、全ての人が元気に生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現をめざし、人生

100年時代を見据えた生涯学習の環境を整備することで、郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します。

具体的な取組施策としては、誰もが気軽に参加できるスポーツ機会の充実、体育協会・総合型地域スポーツクラブなどと連携した事業の充実、社会教育事業や学習機会の充実、国際交流の推進、学習成果の活用と指導者の養成、文化財の調査研究と適切な管理、歴史文化遺産を生かした学習機会の充実、郷土を学ぶ地域活動の推進などに取り組みます。

次に、第4章の施策の展開でございます。

素案の48ページから89ページに、それぞれの基本方針ごとの重点目標に基づきます取組みにつきまして、重点目標ごとの現状と課題、また、これらの施策の方向性を示し、具体的な取組施策とその内容を記載しております。

なお、各重点目標の表題部には、取組を進めることで国が示しますSDGsの開発目標の実現に寄与することとなるロゴも記載しております。

また、素案の77ページをご覧くださいなのですが、よろしいでしょうか。

平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、設置が努力義務化されたコミュニティ・スクールと、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え地域を創生するための地域学校協働活動について、その相関関係などをわかりやすくするために概念図を掲載しております。

次に、素案の90ページからをご覧ください。

第5章、計画の推進に向けてでございます。

本市におきましては、第1期の教育振興基本計画の計画期間におきましても、年度前の成果と課題の点検評価によるPDCAサイクルを繰り返しながら、教育行政の推進に取り組んできたところでございます。進行管理については、

今後も同様の対応を行ってまいります。連携・協働による計画の推進体制として、新たに学校・家庭・地域・行政の役割を明記いたしました。

また、本計画では、進捗状況を的確に把握するとともに、施策の成果をより明確にしていくため、施策の到達目標について指標化が可能なものについては、5年後に向けての参考資料として可視化を図ることとしました。

素案の93ページから100ページでございますが、こちらにつきましては、計画の進捗度合いや社会情勢の変化などにより、指標値が変動もしくは見直しをすることも想定していることから、最終的な製本段階で別冊扱いにする予定でございます。

参考指標の掲載ページ以降については、策定委員会設置規則や策定委員会での審議経過、用語解説、アンケートの設問様式といった資料編となりますが、こちらにつきましては、パブリックコメント終了後に最終的な確認の上、掲載をいたします。

最後に、パブリックコメントの予定等がございます。

資料3をご覧ください。

本日ご説明させていただきました素案につきましてご承認いただけましたら、令和2年1月10日から同月31日までの期間において、市のホームページをはじめ、教育総務グループの執務室、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、総合体育館、市民活動支援センターを閲覧場所として、広く意見募集いたしまして令和2年2月の中旬ごろに意見結果を最終の策定委員会にお諮りした上で、パブリックコメントの回答として市のホームページ等でお示しする予定でございます。

以上、大変簡単ではございますが、第2期大阪狭山市教育振興基本計画の素案及び第2期大

阪狭山市教育振興基本計画（素案）のパブリックコメントの説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ありがとうございます。

ただいま事務局から、教育振興基本計画（素案）の内容とパブリックコメントにつきましてご説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

まず、お願いしたいことが2点ございます。

素案の2ページの、3段落目の上から3行目に、「幼稚園教育要領の改訂が行われ」という文言がありますが、「幼稚園教育要領など」としていただいたほうが、保育所、認定こども園、全て変わっておりますので、広く皆さんを対象にということになるのかなというふうに思います。

それから、次、43ページなんですけれども、基本方針2のところ、2段落目の下から数えて3行目のところなんです。合理的配慮の文言があります。「個人に必要とされる合理的配慮」の前に、「そのために」というふうな文言を入れていただきたいなという思いがございます。

理由は、何のための合理的配慮なのかという、平等に地域社会でみんなと一緒に教育を受けることができること、そのための配慮であって、何か個人を特別に隔離して、その人に力をつけるような合理的配慮では決してないわけなので、そのインクルーシブを明確にする意味の言葉が欲しいというふうに思いました。例えば「そのために」というようなことがあればいいのではないかとこのように考えました。

これがお願いしたいこと2点です。教育長、続けてよろしいですか。

教育長（竹谷好弘）

はい、どうぞ。

教育委員（井上寿美）

確認したいことがあります。35ページの、下から2行目のところに、外国籍や性的マイノリティの子どもという言葉があります。

籍が外国の子どもだけが対象なのか、外国にルーツがあるというところで広く対象として考えていたけれども、表現が外国籍になっているのかというところです。「外国籍」となると、籍を持っている子どもに限定されてしまうというところで、どちらの意味合いなのかという確認をしたいなと思いました。

教育長（竹谷好弘）

今、井上委員の、まずは、文言の修正のことが2点ありましたのと、確認の部分につきまして、担当から説明をお願いいたします。

教育総務グループ課長（北野真也）

今、ご要望としていただいた2点の件でございますけれども、こちらにつきましては、最終的なパブリックコメントを終了した後に、再度、策定委員会を開催する予定となっております。そちらのほうに、今頂戴しましたご意見等も踏まえて、再度審議いただくように進めてまいりますというふうに考えております。

学校教育グループ課長（尾島 肇）

外国籍についてのご質問でございますが、委員がおっしゃるとおり、外国にルーツのある子どもたち、籍にとらわれず、そういった子どもたちへのフォローも必要と考えておりますので、広く含めていると考えているところでございます。

教育長（竹谷好弘）

よろしいですか。どうぞ。

教育委員（井上寿美）

そういったことも含めてなので、文言はこのままか、含めておられるのであれば表現をまた

少し検討されるのか、どちらでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育総務グループ課長（北野真也）

考え方としましては、含めてということになってございますので、今頂戴している文言の表現の仕方も含めまして、再度、策定委員の皆様方にそのあたりのご意見を伺った上で、最終決定していきたいと思えます。

ただ、我々としてしましては、そういう考え方のもと計画の中身をつくっているということでご理解いただきたいというふうをお願いしております。

教育部長（山崎正弘）

補足をさせてもらいます。

今、井上委員からご指摘いただいた件は、実は事務局においても検討はいたしました。

35ページについては、アンケート結果などから抽出された課題というところで、今こういう形になっているんですけども、これを受けての具体的な取組みとしては、例えば66ページでは、外国にルーツを持つことによる困難さという表現であったりとか、67ページでは、同じように、外国にルーツのある子どもや保護者ということ、あるいは日本語以外の母語を使用する子どもの指導というような形で、課題に対する取組みや対策によって表現を変えているというようなところがあります。

ただ、今のご指摘も踏まえて、35ページのアンケートから得られた課題のところの、外国籍という表現をどうするかについては、再度検討をしたいというふうに思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

では、そのように対応お願いいたします。

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

教育委員（井上寿美）

追加でもう一点、73ページの家庭教育の支援のところなんですけれども、1つ目の段落の下から2行目のところに、「保護者の学びを支援するため保護者が交流や相談ができる体制づくりなど」と続いています。保護者の学びを支援するためというのはどこにかかっているんだろうかというのが、ちょっと読んでいてわかりにくかったです。

学びを支援するために相談ができる体制をつくれるわけではないようにも思うので、少しわかりやすい表現にしないと、相談は学ぶためなのかとなってしまっは具合が悪いなと思いましたが、いかがでしょうか。

教育総務グループ課長（北野真也）

ただいま頂戴しました意見につきましても、最終的なパブリックコメントが済んだ後の策定委員会の中で、同様に意見としてご報告の上、ご審議いただくというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

先ほどからの意見につきましては、原案どおりパブリックコメントをして、パブリックコメントで寄せられた意見に加えて、今の意見も踏まえて策定委員会での審議というふうな形で整理をさせていただこうというご説明でございますね。

教育総務グループ課長（北野真也）

はい。

教育長（竹谷好弘）

そのように進めていきたいというところで、よろしくお願いいたします。

ほかに、ご質問等はないでしょうか。

山田委員、どうぞ。

教育長職務代理人（山田順久）

12ページの表の説明ですけれども、そのまま読み取ると、中学校卒業者の進路先は高等学校

「等」の割合になるんですかね。また、「そのほとんどが」という表現が若干ひっかかりますので、「そのうち、94.6%が全日制高校に進学」というストレートな表現のほうがいいのではないかというふうに思います。細かいところで申しわけありませんけれども。

教育長（竹谷好弘）

どうぞ。

教育総務グループ課長（北野真也）

ただいま頂戴いたしましたご意見につきましても、先ほどと同様な対応で検討のほうはさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

明確に表現というところをお願いいたします。ほかにありませんでしょうか。

スケジュールの確認ですけれども、パブリックコメントの受付が1月31日までいたしまして、策定委員会の日程というのは決まっていますでしょうか。

教育総務グループ課長（北野真也）

今のところ、2月13日を予定としております。

教育長（竹谷好弘）

その後、教育委員会に最終的な対応というのはいかがでしょうか。

教育総務グループ課長（北野真也）

その後の2月の教育委員会にそのパブリックコメントの結果の報告とあわせまして、ただいま頂戴いたしました点の報告も同時にさせていただけたらというふうに考えてございます。

教育長（竹谷好弘）

そのようなスケジュールで進めていくというところの確認でございました。

ほかに、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、山田委員。

教育長職務代理人（山田順久）

18ページ、19ページを見ているけれども、これはすごくわかりやすく、これまでの成果というのはすごく出ていると思いますので、それを継承してさらに充実、発展させていくということで、すごくいい内容ではないかなと思っています。

あと、学校に対してどんなふうな形で周知して、来年度、きちっとこれを踏まえて学校の教育計画に反映させてもらうということが一番大事なところだと思います。また、最後のところでいろいろ参考の指標みたいなのも加えていただいているんですけれども、そのあたりのところも、各学校、それから幼稚園、保育園でどういう形で反映していただくのかというのが大事なところだと思いますので、そのあたりまた丁寧にご指導のほうよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

学校も含めそれぞれの機関への周知ということも、共通の認識ということで持っていきたいというふうにしておりますので、その辺の対応をどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほかに、何かありませんでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしということでございます。

それでは、第2期大阪狭山市教育振興基本計画（素案）及び素案のパブリックコメントにつきまして承認されました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、日程第2、報告第21号、いじめ事象についてを議題といたします。

事前に先ほど審議させていただいたとおり、非公開案件ということでございますので、議案に関する職員以外の方につきましては退席と

いうことでお願いをしたいと思います。議案に関する職員というところで、学校教育グループと関係職員ですね。

（非公開）

教育長（竹谷好弘）

それでは、再開をいたします。

本日の議案は以上でございます。

これをもって本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会教育長職務代理者

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員